

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第13期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 富士通コンポーネント株式会社

【英訳名】 FUJITSU COMPONENT LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石坂 宏一

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目3番5号

【電話番号】 東京(03)5449 - 7000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 倉本 雅晴

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目3番5号

【電話番号】 東京(03)5449 - 7000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 倉本 雅晴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第2四半期 連結累計期間	第13期 第2四半期 連結累計期間	第12期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(百万円)	18,991	20,355	39,561
経常損失()	(百万円)	671	38	352
四半期(当期)純損失()	(百万円)	790	46	555
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,085	95	238
純資産額	(百万円)	933	485	390
総資産額	(百万円)	30,274	31,767	32,289
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	99.33	5.82	69.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	3.1	1.5	1.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	698	4	47
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	622	526	853
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,027	735	466
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	1,140	1,489	1,222

回次		第12期 第2四半期 連結会計期間	第13期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は純損失金額()	(円)	24.31	11.41

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第12期第2四半期連結累計期間、第13期第2四半期連結累計期間及び第12期の、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

4. 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額又は純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、マイナス成長が続いていた欧州が持ち直しに向かい、米国でも先行きの不透明感を拭えないながら穏やかな回復基調が続く一方で、アジアでは中国の成長ペースが鈍化するなど弱含みで推移しました。

また、国内経済は、新政権発足後の金融緩和策等の景気刺激策が、円安・株高を呼び込み個人消費や輸出は緩やかな回復傾向にあります。

当社グループが属する電子部品業界におきましても、第1四半期連結累計期間と比較すると、一部の業界・お客様からは所要の回復傾向が出てきております。

このような経済環境のもと、当第2四半期連結累計期間の連結売上高は、前第2四半期連結累計期間の連結売上高に比し、為替の円安による効果もあり1,364百万円増の20,355百万円(前年同期比7.2%増)となり、当第2四半期連結売上高は、第1四半期連結売上高と比較すると12.8%増となりました。

(ディスクリートデバイス部門)

車載・家電・産業機器向けリレーが堅調に推移したことにより、売上高は9,857百万円(前年同期比14.7%増)となりました。

(入出力デバイス部門)

車載用タッチパネルは需要が堅調に推移しておりますが、ノートPC用、医療機器用キーボードの需要減があり売上高は7,668百万円(前年同期比2.1%増)にとどまりました。

(その他部門)

車載用コントロール基板は堅調に推移しましたが、遊戯機器向基板モジュールの需要減により売上高は2,830百万円(前年同期比2.0%減)となりました。

損益面につきましては、第1四半期においての市場回復遅れによる所要減、競争激化による市場価格の下落に加え、当社製造拠点であるマレーシア・中国での最低賃金引き上げに伴う人件費アップ、

アジア通貨高の影響により、当第2四半期連結累計期間においては264百万円の営業損失(前年同期は営業損失534百万円)となりました。

しかしながら当第2四半期においては、新年度スタート時よりの成長戦略への方向転換、積極的拡販活動、品質コストの削減及び生産性向上による収益性改善の取り組みを継続実施してきた結果、87百万円の営業利益を確保する事ができました。

経常損失は、円安に伴う為替差益223百万円の計上により、38百万円(前年同期は671百万円の経常損失)となり、更に、平成25年7月19日付で「特別利益の計上に関するお知らせ」にてお知らせしました投資有価証券売却に伴う売却益34百万円を特別利益として計上した結果、四半期純損失は46百万円(前年同期は790百万円の四半期純損失)となりましたが、前連結会計年度と比較しますと確実に収益性の改善が顕著になってきております。

[地域別の売上]

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	前年同期比
日本	10,614	10,567	47
アジア	5,632	6,325	693
北米	1,185	1,460	275
ヨーロッパ	1,559	2,002	442
合計	18,991	20,355	1,364
(海外売上比率)	(44.1%)	(48.1%)	(4.0%)

1. 日本

国内は、車載向けリレー及びタッチパネルは堅調でありましたが、キーボード及びサーマルプリンタの需要減により、売上高は10,567百万円(前年同期比0.4%減)となりました。

2. アジア

アジアは、リレーは、車載用を中心に堅調に推移し、中国でのキーボードの減もありましたが、為替影響による増を含めて、売上高は6,325百万円(前年同期比12.3%増)となりました。

3. 北米

北米は、リレー及びタッチパネル、サーマルプリンタは堅調に推移し、為替影響による増を含めて、売上高は1,460百万円(前年同期比23.2%増)となりました。

4. ヨーロッパ

ヨーロッパは、債務危機の不安感は継続しておりますが、リレー、サーマルプリンタが堅調となり、為替影響による増を含めて、売上高は2,002百万円(前年同期比28.4%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ522百万円減少し、31,767百万円となりました。流動資産は、前連結会計年度末に比べ277百万円減少し、20,025百万円となりました。主に受取手形及び売掛金が997百万円減少したこと、現金及び預金が266百万円、商品及び製品が123百万円、その他流動資産が138百万円増加したことなどによります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ245百万円減少し、11,741百万円となりました。減価償却費889百万円の計上と、設備投資670百万円と為替換算影響による増加が31百万円発生したことなどによるものであります。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ618百万円減少し、31,281百万円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べ615百万円減少し、27,321百万円となりました。支払手形及び買掛金が1,611百万円減少したことと短期借入金が増加したことなどによるものであります。固定負債は、提出会社の役員退職慰労金制度廃止に伴い、打ち切り支給に伴う未払額を固定負債の「その他」に含めて表示し、前連結会計年度末に比べ2百万円減少の3,960百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ95百万円増加し、485百万円となりました。四半期純損失46百万円の計上と、当第2四半期連結会計期間末において外貨為替レートが円安に進行したことによる影響を受けて為替換算調整勘定が125百万円増加したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ266百万円増加し、1,489百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは4百万円の支出(前年同期は698百万円の支出)となりました。主に税金等調整前四半期純損失4百万円、棚卸資産の増加156百万円及び仕入債務の減少額1,986百万円による支出、売上債権の減少額1,322百万円及び減価償却費889百万円の収入等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは526百万円の支出(前年同期は622百万円の支出)となりました。主に有形固定資産の取得による支出621百万円、投資有価証券売却による収入102百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは735百万円の収入(前年同期は1,027百万円の収入)となりました。主に短期借入金の純増額774百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。

なお、当社は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として、富士通グループ及び当社グループで定められた共通の行動の原理・原則「FUJITSU Way」及び「富士通コンポーネントグループミッション」に基づく企業運営が株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

また、会社の支配に関する基本方針の在り方については、重要な経営課題のひとつであると認識しており、今後も「FUJITSU Way」及び「富士通コンポーネントグループミッション」を基本に、その具体的な取り組み内容について、関係当局の見解や判断、社会動向を注視しつつ継続して検討を行ってまいります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は994百万円であります。

(6) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当第2四半期連結累計期間における生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(百万円)	前年同期比(%)
ディスクリットデバイス部門	9,000	8.0
入出力デバイス部門	5,850	11.7
その他	3,231	17.0
合計	18,082	2.1

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

受注実績

当第2四半期連結累計期間における受注実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ディスクリートデバイス部門	10,531	27.1	4,911	32.8
入出力デバイス部門	8,410	5.1	3,979	2.6
その他	2,879	1.0	677	48.6
合計	21,822	13.7	9,568	19.1

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 外貨建て受注高については期中平均相場により円貨に換算し、外貨建て受注残高については連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

販売実績

当第2四半期連結累計期間における販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(百万円)	前年同期比(%)
ディスクリートデバイス部門	9,857	14.7
入出力デバイス部門	7,668	2.1
その他	2,830	2.0
合計	20,355	7.2

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	260,000
第1種優先株式	2,000
第2種優先株式	8,000
計	270,000

- (注) 1 平成25年6月26日開催の定時株主総会及び第2種優先株主による種類株主総会決議により、平成25年10月1日付で普通株式の分割並びに単元株制度採用に係る定款変更が行われ、単元株式数は、普通株式につき100株とし、第2種優先株式につき1株に変更いたしました。
- (注) 2 平成25年6月26日開催の定時株主総会決議により、平成25年10月1日付で、第1種優先株式の発行に係る定款変更が行われ、当該規定を削除いたしました。
- (注) 3 上記(注)1、(注)2の変更に伴い、平成25年10月1日付で普通株式に係る発行可能株式数は26,000,000株、第1種優先株式 - 株、第2種優先株式は8,000株、計26,008,000株に変更いたしました。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	79,630	7,963,000	東京証券取引所 市場第二部	(注) 1、2
第2種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等ではありません。)	2,000	2,000		(注) 1、2、3、4
計	81,630	7,965,000		

- (注) 1 平成25年6月26日開催の定時株主総会及び第2種優先株主による種類株主総会決議により、平成25年10月1日付で普通株式の分割並びに単元株制度採用に係る定款変更が行われ、単元株式数は、普通株式につき100株とし、第2種優先株式につき1株に変更いたしました。これにより株式数は7,883,370株増加し、発行済株式総数は、7,965,000株となっております。
- (注) 2 提出日現在の発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの第2種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- (注) 3 第2種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- ・当第2種優先株式は、当社普通株式の株価の下落に伴う転換価額の修正により、当第2種優先株式に表示された権利の行使により交付することとなる普通株式数が増加します。
 - ・当第2種優先株式の行使価額の修正基準及び修正頻度については、平成21年12月29日から平成28年6月29日まで、毎年6月および12月の第2水曜日の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。)に修正されることとなっております。詳細は下記「(注) 5 (8)普通株式への転換予約権(取得請求権)」をご参照願います。
 - ・当第2種優先株式の行使価額の上限・下限については、修正後の転換価額が当初転換価額の50%を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が当初転換価額の150%を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とすることとなっております。詳細は下記「(注) 5 (8)普通株式への転換予約権(取得請求権)」をご参照願います。

- ・当第2種優先株式の取得条項については、法令に定める場合を除き、本優先株式の平成21年12月29日からいつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を取得することができ、一部を取得するときは、抽選その他の方法により行うこととなっております。詳細は下記「(注)5(5)取得条項」をご参照願います。

- (注)4 第2種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- ・当第2種優先株式の権利の行使に関する事項について、取得を請求し得べき期間は平成21年12月29日から平成28年6月29日までとすることとなっております。平成21年12月28日までは権利を行使できないこととなっております。詳細は下記「(注)5(8)普通株式への転換予約権(取得請求権)」をご参照願います。
 - ・当第2種優先株式の権利の売買に関する事項について、平成23年6月29日までは、発行会社以外の第三者に、発行会社が同意した場合を除き譲渡することはできない旨の買取契約を締結しております。詳細は下記「(注)5(12)株券の売買に関する事項」をご参照願います。
 - ・当第2種優先株式の株券の貸借に関する事項について、所有者との間の取り決めはありません。
 - ・当第2種優先株式のその他投資者の保護を図るため必要な事項について、該当事項はありません。
- (注)5 第1回第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度は採用しておりません。

(2) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金の配当(以下「本優先配当金」という。)を行う。

(ロ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金の額

本優先株式の発行価額(1,000,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

優先配当年率 = 3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の日本円TIBOR(1年物) + 1.15%

優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率修正日は毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(1年物))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(ハ) 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ニ) 参加条項

普通株主または普通登録株式質権者に対して配当する剰余金の額を20倍した金額が、本優先配当金を超える場合は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、その超える金額を本優先配当金に加算して支払う。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき1,000,000円(ただし、本優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得等

当社は、法令に定めるところに従って本優先株主との合意により平成21年12月29日からいつでも本優先株式を有償で取得することができ、法令に定めるところに従ってこれを消却することができる。

(5)取得条項

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式の平成21年12月29日からいつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、本優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の本優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で取得することができる。一部を取得するときは、抽選その他の方法により行う。

(6)議決権条項

本優先株式は、財務体質の毀損の事前の解消及び財務基盤の強化を目的として発行したものであり、本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(7)株式の併合または分割、新株予約権等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当社は、本優先株主に対しては、本優先株主の地位に基づいて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、本優先株主には無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8)普通株式への転換予約権(取得請求権)

(イ)取得を請求し得べき期間

本優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年12月29日から平成28年6月29日までとする。

(ロ)取得の条件

本優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、当社の普通株式を交付するよう請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(a)当初転換価額

当初転換価額は、39,800円とする。

(b)転換価額の修正

平成21年12月29日から平成28年6月29日まで、毎年6月および12月の第2水曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c) または 定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が当初転換価額の150%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(c)転換価額の調整

当社は、本優先株式の発行後、下記 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ()株式の分割により普通株式を発行する場合。
 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本金の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
 なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

- ()下記 ()に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。
 調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 ()に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- ()株式の併合、資本金の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 ()その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 ()転換価額調整式を用いる計算については、1,000円未満を切り捨てる。
 ()転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記 ()ただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1,000円未満を切り捨てる。
 ()転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

上記 ()ないし ()については、下限転換価額の調整についてこれを準用する。

(d)転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

(八)転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(二)転換の効力発生

転換請求書及び本優先株式の株券が上記(八)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は本優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(9)普通株式への一斉転換(一斉取得)

平成28年6月29日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成28年6月30日(以下「一斉転換日」という。)をもって、その全部を取得する。当社は、当該取得と引換えに、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を、一斉転換日に先立つ3取引日(一斉転換日を含み、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額が下限転換価額を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付し、強制転換価額が上限転換価額を上回る場合には、当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(10)期中転換または一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、4月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。

(11)種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に関する定款の定めはございません。

(12)株券の売買に関する事項

本優先株式の引受先である富士通株式会社との間で、本優先株式を平成23年6月29日までは、発行会社以外の第三者に、発行会社が同意した場合を除き譲渡することはできない旨の買取契約を締結しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日		81,630		6,764		1,000

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	47,352	58.00
吉田 稔	東京都町田市	1,440	1.76
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟)	1,254	1.53
桜井 昭一	東京都板橋区	1,136	1.39
大久保 敬一	香川県観音寺市	1,050	1.28
塚田 修身	茨城県取手市	800	0.98
柿島 興一	東京都江東区	582	0.71
北愛知リース株式会社	愛知県名古屋市北区若葉通1丁目38	544	0.66
針山 ちよ子	東京都目黒区	516	0.63
滝口 初五郎	宮城県宮城郡松島町	500	0.61
計		55,174	67.59

所有議決権数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	45,352	56.95
吉田 稔	東京都町田市	1,440	1.80
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式 会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟)	1,254	1.57
桜井 昭一	東京都板橋区	1,136	1.42
大久保 敬一	香川県観音寺市	1,050	1.31
塚田 修身	茨城県取手市	800	1.00
柿島 興一	東京都江東区	582	0.73
北愛知リース株式会社	愛知県名古屋市北区若葉通1丁目38	544	0.68
針山 ちよ子	東京都目黒区	516	0.64
滝口 初五郎	宮城県宮城郡松島町	500	0.62
計		53,174	66.77

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2種優先株式 2,000		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,630	79,630	
単元未満株式			
発行済株式総数	81,630		
総株主の議決権		79,630	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,222	1,489
受取手形及び売掛金	13,045	12,048
商品及び製品	3,880	4,004
仕掛品	641	680
原材料及び貯蔵品	1,148	1,316
その他	405	544
貸倒引当金	41	57
流動資産合計	20,303	20,025
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,175	2,085
機械装置及び運搬具(純額)	3,333	3,108
工具、器具及び備品(純額)	874	793
土地	3,957	3,957
建設仮勘定	299	491
有形固定資産合計	10,641	10,437
無形固定資産	769	774
投資その他の資産		
その他	637	597
貸倒引当金	61	67
投資その他の資産合計	575	530
固定資産合計	11,986	11,741
資産合計	32,289	31,767
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,430	9,819
短期借入金	14,044	14,831
その他	2,461	2,670
流動負債合計	27,936	27,321
固定負債		
退職給付引当金	2,945	2,971
役員退職慰労引当金	160	27
障害対応費用引当金	66	69
その他	791	891
固定負債合計	3,963	3,960
負債合計	31,899	31,281

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,764	6,764
資本剰余金	6,654	6,654
利益剰余金	13,452	13,498
株主資本合計	32	79
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	58	75
土地再評価差額金	917	917
為替換算調整勘定	553	427
その他の包括利益累計額合計	423	565
純資産合計	390	485
負債純資産合計	32,289	31,767

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	18,991	20,355
売上原価	15,485	16,447
売上総利益	3,505	3,908
販売費及び一般管理費	¹ 4,040	¹ 4,172
営業損失()	534	264
営業外収益		
受取ロイヤリティー	25	36
為替差益	-	223
その他	51	53
営業外収益合計	77	312
営業外費用		
支払利息	60	60
為替差損	125	-
その他	28	26
営業外費用合計	214	87
経常損失()	671	38
特別利益		
投資有価証券売却益	-	² 34
特別利益合計	-	34
特別損失		
和解金	³ 75	-
特別損失合計	75	-
税金等調整前四半期純損失()	746	4
法人税、住民税及び事業税	52	49
法人税等調整額	8	7
法人税等合計	44	41
少数株主損益調整前四半期純損失()	790	46
四半期純損失()	790	46

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	790	46
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	75	16
為替換算調整勘定	219	125
その他の包括利益合計	294	141
四半期包括利益	1,085	95
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,085	95
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	746	4
減価償却費	848	889
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	17
受取利息及び受取配当金	2	2
支払利息	60	60
売上債権の増減額(は増加)	752	1,322
たな卸資産の増減額(は増加)	77	156
仕入債務の増減額(は減少)	103	1,986
投資有価証券売却損益(は益)	-	34
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	32	133
退職給付引当金の増減額(は減少)	39	25
障害対応費用引当金の増減額(は減少)	22	3
その他の流動資産の増減額(は増加)	186	131
その他の流動負債の増減額(は減少)	171	151
その他の固定負債の増減額(は減少)	2	94
その他	6	5
小計	622	122
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	60	61
法人税等の支払額	18	68
法人税等の還付額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	698	4
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	623	621
有形固定資産の売却による収入	23	10
投資有価証券の売却による収入	-	102
無形固定資産の取得による支出	32	25
その他	9	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	622	526
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,087	774
リース債務の返済による支出	60	39
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,027	735
現金及び現金同等物に係る換算差額	56	62
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	350	266
現金及び現金同等物の期首残高	1,490	1,222
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,140	1,489

【追加情報】

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、平成25年6月26日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止することを決議しました。また、同株主総会において同株主総会終結までの在任期間に相当する退職慰労金を退任時に打切り支給することを決議しました。これに伴い、当社の役員に対する打切り支給額の未払分については流動負債及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
給与手当	952百万円	1,151百万円
賞与手当	121	138
物流費	370	301
退職給付費用	77	133
役員退職慰労引当金繰入額	15	3
研究開発費	1,024	988
その他	1,478	1,456
計	4,040	4,172

- 2 投資有価証券売却益の内容は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
投資有価証券売却益	百万円	34百万円

富晶通科技股份有限公司株式の売却によるものであります。

- 3 和解金の内容は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
和解金	75百万円	百万円

当社製品に関し当社特約店が受けた訴訟に対する和解金の支払いによるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	1,140百万円	1,489百万円
現金及び現金同等物	1,140百万円	1,489百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間のいずれにおいても、当社グループは、リレー、コネクタ、入出力デバイス等の分野において、部品及び電子応用の機器を生産販売するエレクトロニクスメーカーとして、単一の事業活動を行っております。

したがって、開示対象となる報告セグメントはありませんので、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	99円33銭	5円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	790	46
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	790	46
普通株式の期中平均株式数(株)	7,963,000	7,963,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額及び普通株式の期中平均株式数を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

富士通コンポーネント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	角	田	伸	理	之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	田		毅		印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	本	暁	之		印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士通コンポーネント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士通コンポーネント株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。